

平成23年度 笠間市行政評価外部評価対象事務事業 外部評価対応状況一覧表

番号	事務事業名	担当部署	評価結果	方向性（指摘事項）	改善事項	今後の方向性	改革改善による期待成果
1	ファミリーサポートセンター事業	子ども福祉課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・委託する業務範囲については、周知活動及び会員募集などを含め、全面委託を視野に入れた検討をすべきである。 ・市での周知活動については、市の事業（健診・学校・幼児・保育）での広報に努め、各々の事業担当課が行うようにすべきである。 ・利用しやすい利用料の検討を協議すべきである。（現行利用料：1時間当たり700円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、重点事業としての立上げ時期であったため、周知活動など、市として携わった部分がありましたが、平成23年度からは、会員募集・研修会等を含め全面委託することにしました。 ・平成23年度からは、健康増進課、教育委員会の協力を得て、周知することになりました。 ・当市の利用料金については、費用負担の適正化の観点から、妥当な金額だと認識していますので、現行利用料で継続していきますが、社会情勢の変化・市民ニーズなどに注視し、適宜検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政関与の軽減 ・事業のやり方改善（人件費の削減） ・費用負担の適正化 	成果向上・コスト削減
2	徘徊高齢者家族介護サービス事業	高齢福祉課	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティにおいて、徘徊高齢者ケアシステムをネットワーク化する仕組みを検討する必要がある。 ・徘徊高齢者の実態や本事業の取組が明確でないため、事業の再検討の意味から一旦廃止とし、問題点を検証し、必要性が認められれば、新制度として取り組むべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の福祉に関する問題ケースについては、担当民生委員や地域ケアコーディネーター、医療福祉関係者が協議し、ケアチームを作り対応しているが、今後は徘徊する習慣のある高齢者を介護している家族も対象として、地域ぐるみで見守っていくことに努めます。 ・本事業については廃止とし、民間で行っているサービスを案内していくとともに、地域による見守り体制を強化することにより、介護している家族の不安の解消と安心した生活に寄与していくことに努めます。 	廃止	
3	特定健康診査等事業	保険年金課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先については、現状の特命随意契約を改め、民間業者を含めた中で、入札等による契約方式とすべきである。 ・40歳代対象者の保健指導実施率向上に向けての方策を、協議・検討するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約方式については、委託要件の見直しなどを行い、入札が可能か検討していきます。 ・保健指導については、先進地事例などを踏まえて、実施率向上に向けて検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持
4	下水道料金・受益者負担金未納者対策	下水道課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修により、滞納したら即座に把握でき、未納の連絡ができるような体制を構築すべきである。 ・悪質滞納者については、差し押さえなどを行い、市の毅然たる態度で臨むべきである。 ・徴収嘱託員については十分管理し、報酬の支払い方法について、検討を進めるべきである。（現行方法：基本給＋歩合給） 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの構築については、収納対策本部と協議のうえ、下水道課だけでなく全庁的に対応できる体制を検討していきます。 ・悪質滞納者については、財産等調査のうえ、差し押さえなどの滞納処分を図っていきます。 ・徴収嘱託員については十分管理し、報酬の支払い方法については現行方法を検証し、改正すべきか検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持

番号	事務事業名	担当部署	評価結果	方向性（指摘事項）	改善事項	今後の方向性	改革改善による期待成果
5	自然エネルギー活用助成事業	環境保全課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村横並びから脱却し、笠間市独自の環境施策の方向性を協議すべきである。 ・自然エネルギー施策を計画的に進めたうえで、予算の確保を図り、継続していくべきである。 ・エコキュートから太陽光発電に力点を換え、事業を拡大してはどうか検討すべきである。（太陽光発電については、補助金が不足した） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の補助金交付要綱が平成24年度をもって効力を失うことから、平成25年度以降は、市民ニーズを反映した笠間市独自の環境施策を含め、どのように進めるか検討していきます。 ・地球温暖化対策として予算の確保に努め、事業を継続していきます。 ・平成22、23年度の実績を踏まえ、予算の範囲内において、太陽光発電とエコキュートの補助件数の割合を調整し、平成24年度予算に反映させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 ・受益機会の適正化 	成果向上・コスト維持
6	不法投棄防止事業	環境保全課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄を未然に防ぐためには、摘発・告発など断固たる措置をとることを広くアピールしていくべきである。 ・監視カメラの設置については、設置する目的を十分に説明することで市民の不安は解消されると思われるため、設置に向けて協議を進めるべきである。 ・不法投棄の監視体制については、行政だけの対応では限りがあるため、不法投棄監視員の増員など、地域住民と連携のあり方を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や関係団体と協議したうえ、週報やホームページ等を利用し、摘発や告発など断固たる措置を取ることを広くアピールしていきます。 ・監視カメラ設置などの抑止力の強化については、他自治体の事例など踏まえ設置に向けて協議していきます。 ・不法投棄監視員を増員するため、募集など広く市民にアピールを行います。また、地域住民や事業所との連携のあり方など、市民協働で不法投棄を防止するための方策を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持
7	遊休農地活用緊急対策事業	農政課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・効率性も重要であるが、里山の景観維持を目指し、笠間らしさを維持する施策の検討が必要である。 ・遊休農地の広報、貸し手と借り手の情報収集・仲介斡旋等の仕組みの検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山としての景観を維持していくため、土地所有者・地域の合意形成のもと、景観の保全に努めていきます。 ・農業協同組合、認定農業者、営農集団、農業委員会など関係機関の連携により、情報提供、仲介斡旋を行えるよう検討し、生産性の高い農地の再生に努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的再設定 ・活動量増大による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト増加
8	地場農産物振興拡大事業	農政課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消は、農政課（売り手）の視点だけでなく、教育委員会、栄養士等（買い手）と十分協議し、対応していくべきである。 ・笠間のイメージアップが図れる地域野菜の発掘、ブランド化を目指し、関係者と協議していくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会などと更なる連携を行なうとともに、生産者の確保・栽培技術の向上等の取組を推進します。 ・「笠間市農産品ブランド化推進協議会」を活用し、農産品の発掘や地域ブランド化を推進し、笠間のイメージアップを図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 ・活動量増大による成果向上 	成果向上・コスト増加

番号	事務事業名	担当部署	評価結果	方向性（指摘事項）	改善事項	今後の方向性	改革改善による期待成果
9	建築物の耐震化促進事業	都市計画課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・防災のまちづくりの観点から、現状の応募方法を改め、対象を個人から木造住宅の集中する地域とし、集中的に耐震診断をするひとつのツールとして取り組むべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準（昭和56年以前）により建築された木造住宅は、古くから市街地を形成している地域に多くありますが、木造住宅耐震診断は、個人から負担金を徴収していること、市街地以外にも調査対象の木造住宅が存在していることなどから特定の地域を対象とすることは難しいものと考えています。 また、今回の大地震の影響もあり市民の住宅耐震化への関心も高まるものと思われるため、今後もこれまでどおり市内全域を対象に実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持
10	防災施設の維持管理事務	総務課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に3地区の統一したシステムに移行すると同時に、情報伝達の多層化に向けた取組を行うべきである。 ・現状のシステムについては、難聴地域の改善に向け、鋭意努力すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前の市町が整備した施設を引き継ぎ運用しており、運用方法に差異があることから、屋外子局、個別受信機のメリット・デメリットを比較、精査したうえで、デジタル化と併せて総合的な整備方針を定めていきます。 また、携帯電話のメール機能を利用した周知方法やFMラジオ放送による伝達手段の導入など、情報伝達手段の多層化の検討を進めていきます。 ・防災無線の聞きづらい地区については、新たなスピーカーの増設や向きを調整するなど個別に対応し改善していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 ・事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持
11	公有財産管理事務	総務課	改善し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の売却を含む有効活用については、国、県、その他関係団体の所有地と一体的な利用方法を検討し、広く一般に保有地の情報を開示する方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、その他関係団体の所有地の所有状況の把握をしていきます。 また、売却可能な土地については、公売情報とあわせて、保有地情報を公開していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持
12	住宅管理事業	管理課	休止又は縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・新規募集等は控えたうえで、老朽化した住宅から居住者を転居させる方向に転換し、管理戸数を縮小すべきである。そのためには家賃補助などの別制度を検討する必要がある。 ・管理コストの低減を図るため、維持管理業務については、民間事業者の活用も視野に入れて検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した市営住宅については、解体に向けて居住者を他の市営住宅に転居を促し、管理戸数を縮小していきます。 また、家賃補助などについては、既存の要綱に沿って実施していきます。 ・管理コストの低減を図るため、民間への外部委託について検証し、その結果に基づき実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のやり方改善による成果向上 ・業務の民間委託や分担変更 ・事業のやり方改善（人件費の削減） 	成果向上・コスト削減

番号	事務事業名	担当部署	評価結果	方向性（指摘事項）	改善事項	今後の方向性	改革改善による期待成果
13	出会い創出支援事業	市民活動課	民間に移管	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体の民間活動に任せるべきである。ただし、助成金の扱いについては協議が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 出会いの場であるパーティーの開催については、すべて民間活動に任せていきます。 また、助成金については、市内の民間団体や企業が行う営利を目的としない公益的な活動に対する助成であるため、現行どおり継続していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のやり方改善による成果向上 事業のやり方改善（人件費の削減） 業務の民間委託や分担変更 	成果向上・コスト削減
14	青年海外派遣事業	市民活動課	民間に移管	<ul style="list-style-type: none"> 市としては、国際交流協会などの民間に実施主体を移管すべきである。また、移管の方法は補助金の交付にするか委託料とするか検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の事業費は寄付金から成り立っていることから、寄付者の意向を踏まえ、今後も市が責任を持って継続していきます。 なお、国際交流協会とは、国際交流の施策目標を実現するため、より一層協調していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持
15	観光PR事業	商工観光課	民間に移管	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なPR事業は、観光協会で扱うものとし、関係者と観光協会に移管に向けた協議を進めるべきである。 市は、観光政策の中で必要な、調査、研究、企画、施設整備など基盤的な事業に力点を置くべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なPR事業や物産品の販売などの観光キャンペーンについては、観光協会と機能分担する方向で進めます。 市と観光協会の役割分担を明確にするため、市は主に観光客の動態調査などの研究、誘客に向けた企画、観光施設の整備を行います。 また、観光協会の組織体制の発展に向けて、支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の民間委託や分担変更 事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持
16	市街地活性化事業	商工観光課	改善し継続	<ul style="list-style-type: none"> 市街地活性化については、全国的な課題でもあり、先進事例の調査研究を蓄積しながら、都市基盤の整備も含めて全庁的に取り組むべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、市街地内の都市基盤の整備や空地・空き店舗対策など、横断的に取り組む組織づくりを関係課と検討していきます。 また、市街地内の商店街等の活性化に関しては、関係課と連携した取組を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のやり方改善による成果向上 	成果向上・コスト維持